

令和5年度 久留米市会計年度任用職員(育休代替)採用試験案内

- 申込受付期間 令和5年6月1日(木)～6月14日(水)
※郵送の場合、6月14日(水)必着
- 試験日 令和5年6月21日(水)
- 申込先 〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市役所 市民文化部 資産税課

I 主な職務内容及び採用予定人員

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
事務職	資産税課に関する業務 (電話対応、文書照会、電算入力など)	1人

○久留米市が同日に試験を実施する他の試験区分との併願はできません。

II 受験資格

不問

なお、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
- ②久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

*日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページIXに記載しています。

III 試験の日程及び会場

日 時	会 場
令和5年6月21日(水) ※集合時間については受付後、個別に通知します。	久留米市役所301会議室(久留米市城南町15番地3) 電話 080-9067-0428【試験当日のみ】

- 順番によっては、午後からの面接時間になる場合がありますので、ご了承ください。
- 試験会場には駐車場はありますが、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
- 身体障害者等の方で公共交通機関の利用が困難な場合は、申込時に申し出てください。
- 試験の日程及び会場はいずれも予定です。変更があった場合は別に通知します。

IV 試験の方法及び内容

試験科目	方法及び内容	所要時間
書類審査 (事前提出)	申込み時に提出された面接カード等により、職務に関する知識等について審査するもの	—
面接試験	面接を通じて、会計年度任用職員としてふさわしい人物かどうか判定するもの	20分～30分程度

- 受験上の配慮(補聴器や車いすを使用した試験など)を希望する人は、6月19日(月)17時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自でご用意ください。拡大文字や点字での受験はできません。

V 試験日に持参するもの

・受験票

VI 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和5年6月1日(木)～6月14日(水)

郵送の場合は、6月14日(水)必着

- 提出された申込み書類は、一切返却いたしません。
- 受験票は、市民文化部資産税課から後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、6月19日(月)までに必ず市民文化部資産税課まで連絡してください。
- 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が判明した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

- 「**受験申込書**」と「**面接カード**」に必要事項を記入ください。
- 申込みは持参・郵送でも構いません。「**受験票**」を後日郵送しますので、8.4円切手を貼り返信先を記入した返信用封筒をご準備ください。
- 郵送の場合は、封筒の表に「久留米市会計年度任用職員受験申込み」と朱書きし、申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市民文化部資産税課宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。

Ⅶ 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

- 日 時 令和5年6月27日(火) 9時00分～
- 方 法 合格者の受験番号を、久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その合否の結果を郵送により通知します。
※電話による合否の問い合わせには応じません。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。

なお、電話等による請求はできません。

- 対象者 本採用試験の不合格者(すべての試験を受験した人に限ります。)
- 請求方法 事前連絡の後、「受験票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を市民文化部資産税課まで持参してください。
- 開示内容 順位、科目別得点、総合得点を開示します。
- 開示期間 合格発表の日から1か月間

Ⅷ 任期及び勤務条件等

(1) 採用候補者名簿への登載及び任期等

最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和5年7月1日から令和5年11月30日まで任用されます。育児休業取得者の状況によって変更となる場合があります。

○採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。

(2) 勤務場所、勤務時間等

- 勤務場所 市民文化部資産税課 (久留米市城南町15番地3 久留米市役所)
- 任用期間 令和5年7月1日から令和5年11月30日まで
- 勤務時間 1日7時間、週5日勤務(週の労働時間35時間)
1日の勤務は「8時30分～16時30分」、又は「9時15分～17時15分」
- 休憩時間 1時間
- 週休日 土曜日・日曜日(週休2日制:ただし、業務上必要な場合は変更することがある。)
- 休日等 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日
- 休暇制度 年次有給休暇および特別休暇等
※公務上の必要がある場合は、時間外勤務及び休日勤務が生じることがあります。

(3) 給与

基本月額 143,522円+通勤手当

※上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

